

2021年3月30日

各位

インフラファンド発行者名

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人

代表者名 執行役員 中村 哲也

(コード番号 9284)

管理会社名

カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 中村 哲也

問合せ先 財務企画部長 柳澤 宏

TEL: 03-6279-0311

## 優先交渉権の取得及びスポンサー・サポート契約の変更に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及び本投資法人が資産の運用を委託する管理会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本管理会社」といいます。）は、本日、本投資法人、本管理会社及び2021年2月17日付で公表した『カナディアン・ソーラー・グループにおける「ジャパン・グリーン・インフラストラクチャー・ファンド」の設立に関するお知らせ』でお知らせした日本国内における再生可能エネルギー発電設備等を投資対象とするジャパン・グリーン・インフラストラクチャー・ファンド（以下「本ファンド」といいます。）のジェネラル・パートナーである Green Infrastructure Fund Pte. Ltd.（以下「本SPC」といいます。）との間で、以下の内容の優先交渉権（以下「本優先交渉権」といいます。）を取得するために優先交渉権付与に関する証書（以下「本証書」といいます。）を締結し、また、本投資法人、本管理会社及びカナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（以下「スポンサー」といい、本投資法人及び本管理会社とあわせて「本変更覚書当事者」といいます。）の間で、本変更覚書当事者が2017年9月22日付で締結したスポンサー・サポート契約（以下「本スポンサー・サポート契約」といいます。）の内容を変更する変更覚書（以下「本変更覚書」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本優先交渉権及びスポンサー・サポート契約の変更の内容

##### (1) 本優先交渉権の内容

本投資法人及び本管理会社は、本投資法人及び本管理会社の投資方針に合致する日本国内に所在する再生可能エネルギー発電設備等（以下「適格再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）を保有する匿名組合の営業者に対して、本ファンドが保有する匿名組合出資持分（以下「本匿名組合出資持分」といいます。）について、本優先交渉権を付与されました。

本優先交渉権の概要は、以下の通りです。

本証書締結日	2021年3月30日
本優先交渉権取得先	Green Infrastructure Fund Pte. Ltd.（本SPC）（注1）
対象資産	本匿名組合出資持分
匿名組合契約の営業者が保有する資産	適格再生可能エネルギー発電設備等
優先交渉期間	本証書締結日から3年間（以降、事前の書面通知がない限り1年毎に更新）
主な内容	本SPCが本匿名組合出資持分の譲渡を検討している場合、本SPCは、本投

	資法人及び本管理会社に対し、本匿名組合出資持分に関する情報を提供し、本匿名組合出資持分を優先的に取得する権利を付与する。
--	--

なお、本投資法人は、本匿名組合出資持分について本優先交渉権を付与されましたが、必ずしも本匿名組合出資持分を取得できるとは限らず、本匿名組合出資持分の取得義務を負うものでもありません。

また、本投資法人は、本優先交渉権の取得に際して、本優先交渉権取得先に対価を支払いません。

(注1) 本SPCは、カナディアン・ソーラー・グループ(注2)に属するCanadian Solar Energy Holding Singapore Pte.Ltd.と他のパートナー企業が共同で運営し、日本国内に所在する再生可能エネルギー発電設備等に対して間接的に投資を行うシンガポールの会社形態のファンドのピークルです。

(注2) 「カナディアン・ソーラー・グループ」とは、Canadian Solar Inc. (本社：カナダ)を頂点とし、スポンサーが属する連結企業グループをいいます。

## (2) スポンサー・サポート契約の変更の内容

本スポンサー・サポート契約においては、スポンサーは、スポンサーグループ(注)が保有する適格再生可能エネルギー発電設備等を売却しようとする場合には、本投資法人及び本管理会社に対して、当該適格再生可能エネルギー発電設備等に関する情報を優先的に提供し、優先交渉権を付与することとされています。また、左記優先交渉権に加えて、スポンサーグループ以外が保有する適格再生可能エネルギー発電設備等についての情報提供や当該資産の取得について本投資法人及び本管理会社に助言を行うこと、本投資法人が適格再生可能エネルギー発電設備等の取得を検討している場合にウェアハウジング機能を提供すること等についても、スポンサーによるサポートの内容として定められていました。

今回本変更覚書が締結されたことにより、適格再生可能エネルギー発電設備等だけではなく、適格再生可能エネルギー発電設備等を保有する匿名組合の営業者に対する匿名組合出資持分についての情報提供や当該匿名組合出資持分の取得についての助言、ウェアハウジング機能の提供、当該営業者が保有する再生可能エネルギー発電設備等に関する賃貸借契約等の締結協議その他各種支援など、匿名組合出資持分又は当該匿名組合の営業者が保有する再生可能エネルギー発電設備等についても、スポンサーによるサポートの対象とされることになりました。

(注) 「スポンサーグループ」とは、(i)スポンサー、(ii)スポンサーがアセットマネジメント契約を締結している特定目的会社又は組合その他のファンド、(iii)カナディアン・ソーラーO&M ジャパン株式会社並びに(iv)スポンサー又はその子会社が過半を出資している特定目的会社又は組合その他のファンドをいいます。

## 2. 本優先交渉権の取得及びスポンサー・サポート契約の変更の理由

スポンサーは、本ファンドの組成にあたり、パートナー企業と協議を行い、本ファンドが保有する匿名組合出資持分について、本投資法人及び本管理会社に対して優先交渉権を付与することとしたため、本投資法人及び本管理会社は本証書を締結することといたしました。

また、本投資法人及び本管理会社は、これに伴い、スポンサー・サポート契約の内容を調整する変更を行うこととしました。すなわち、上記1.(2)記載のとおり、従前は本スポンサー・サポート契約により、適格再生可能エネルギー発電設備等のみが優先交渉権やその他スポンサー・サポートの対象とされていました。しかし、今後は、本投資法人が適格再生可能エネルギー発電設備等を保有する匿名組合の営業者に対する匿名組合出資持分を取得・保有することになる可能性を踏まえ、当該匿名組合出資持分を本証書において優先交渉権の対象とし、また、当該匿名組合出資持分の取得を検討している又は取得した本投資法人にスポンサーが各種支援を行えるよう本変更覚書を締結することといたしました。

### 3. 今後の見通し

本優先交渉権の取得及び本スポンサー・サポート契約の変更により、本投資法人の運用状況及び分配金の予想に与える影響はありません。

以 上

本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>